

藍住町自転車用ヘルメット購入費補助金交付事業

新品のヘルメットの購入費用を一部補助することで、自転車を利用する65歳以上の方又は16歳以上18歳以下の方を対象にヘルメット着用促進を図り、交通事故防止及び交通安全を推進することを目的としています。

1 対象者 次の全てに該当する方が対象者となります。

- (1) 本町の住民基本台帳に記載されている65歳以上の方（昭和35年4月1日より前に生まれた方）又は16歳以上18歳以下の方（平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方）
- (2) 藍住町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等のいずれにも該当しない方
- (3) 新品の自転車用ヘルメットの購入費であり、過去にこの補助金の適用を受けていない方※他の自治体でも同様の適用を受けていないこと
- (4) 町税等に滞納がない方
- (5) 自転車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、藍住町は一切の責任を負わないことについて了承いただける方

2 補助金額

- (1) 対象金額の2分の1（100円未満切捨て）
※上限3,000円
※1人につき新品の自転車用ヘルメット1個かつ1回限り
※補助対象は、ヘルメット代のみ

3 対象購入期間(領収日適用)

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 提出書類

- (1) 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (3) 自転車用ヘルメット購入の領収書の写し
 - (4) 保証書又は取扱い説明書（安全基準を満たしていることが確認できるもの）の写し、もしくは、安全認証マークを確認できるヘルメットの写真（ヘルメットは持参でも可）
 - (5) 申請者本人の振込先口座を確認できる通帳（見開き1ページ目全面）などの写し
- ※(1)、(2)の様式は町ホームページからのダウンロード又は、建設産業課の窓口で入手できます。



裏面へ→

5 補助対象ヘルメット(安全認証)

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを承認したCEマーク (EN1078)
- ※ EN812は、作業用保護帽の規格のため自転車用ヘルメットの補助対象となりません。
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (6) その他、(1) から (5) までに類する認証等を受けたマークが付され町長が認めたもの



6 受付について

- (1) 受付期間 令和7年3月31日まで
※土日・祝日は除きます。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 申請方法 受付期間内に藍住町役場2階 建設産業課へ提出又は、郵送してください。

申請先・お問い合わせ先

〒771-1292 藍住町奥野字矢上前52番地1 藍住町建設産業課
☎088-637-3122 (受付時間 平日：午前8時30分から午後5時まで)